

統一的な基準による一般会計等財務書類に係る注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・・・・・・・・取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次の通りです。

ア. 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・再調達価額

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ. 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得価額が判明しているもの・・・・・・・・取得価額

取得価額が不明なもの・・・・・・・・再調達価額

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産・・・・・・・・・・取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、以下の通りです。

取得価額が判明しているもの・・・・・・・・取得価額

取得価額が不明なもの・・・・・・・・再調達価額

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券・・・・・・・・償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の証券

ア. 市場価額のあるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価額

イ. 市場価額のないもの・・・・・・・・取得価額（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア. 市場価額のあるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価額

イ. 市場価額のないもの・・・・・・・・出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物 15 年 ～ 50 年

工作物 5 年 ～ 60 年

物品 3 年 ～ 17 年

② 無形固定資産（リース資産を除く）・・・・・・定額法

（ソフトウェアについては当組合における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によります）

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース 1 件あたりのリース料総額が 100 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

② 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア. 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 100 万円以下のリース取引を除く）

通常の売買取引に準じた会計処理を行っています。

イ. ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払い預金）及び現金同等物。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品およびソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価額が 100 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 100 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね 10%未満であるときに修繕費として処理しています。

2. 重要な会計方針等の変更

該当はありません。

3. 重要な後発事象

該当はありません。

4. 偶発債務

該当はありません。

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は以下の通りです。

一般会計

因幡ふるさと振興事業特別会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲に差異はありません。

③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 債務負担行為の翌年度以降の支出予定額は、次の通りです。

事項	翌年度以降の支出予定額	
	期間	金額
可燃物処理施設整備・運営事業	R8～R24	※
可燃物処理施設整備事業に伴う環境影響評価 事後調査業務費（供用後）	R8	21,489 千円
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する 因幡霊場の管理運営費	R8～R10	151,790 千円
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する リファレンいなばの管理運営費	R8～R10	66,402 千円
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する 白兔グラウンドゴルフ場の管理運営費	R8～R10	40,014 千円
包括民間管理委託する因幡浄苑の管理運営費	R8～R9	471,728 千円
因幡霊場内部改修事業費	R8	310,568 千円
気高消防署新築整備事業費	R8	462,171 千円
鳥取消防署自家発電設備他改修事業費	R8	58,377 千円
救助工作車整備事業費	R8	96,672 千円

※限度額 32,554,000 千円に廃棄物処理量の変動及び物価変動による額並びに消費税及び地方消費税を加算した額（限度額）から、当該年度末までの支出見込額 22,797,579 千円を差し引いた金額

⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額 繰越明許費 30,162 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次の通りです。

ア．範囲

庁内組織において売却予定とされている公共資産

イ．内訳

該当はありません。

② 減債基金に係る積立不足額

該当はありません。

③ 基金借入金（繰替運用）

該当はありません。

④ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務
金額 10,710 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 $\Delta 337,666$ 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	5,690,156 千円	5,582,997 千円
財務書類の対象となる会計の相違に伴う差額	2,356 千円	2,346 千円
繰越金に伴う差額（ Δ ）	$\Delta 108,176$ 千円	- 千円
資金収支計算書	5,584,336 千円	5,585,343 千円

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支 $41,733$ 千円

その他の収入（投資活動収入） $156,489$ 千円

その他の収入（財務活動収入） $330,543$ 千円

減価償却費 $\Delta 1,442,624$ 千円

賞与等引当金増減額 $\Delta 12,860$ 千円

退職手当引当金増減額 $\Delta 185,485$ 千円

資産除売却損益 440 千円

純資産変動計算書の本年度差額 $\Delta 1,111,764$ 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれません。

なお、一時借入金限度額及び利子額は次の通りです。

一時借入金の限度額 $1,600,000$ 千円

一時借入金に係る利子額 - 千円